

国民健康保険一部負担金減免等制度のお知らせ

国民健康保険 一部負担金減免等制度のご案内

災害や失業などの「特別な事由」によって収入が減少し、医療費の支払いが困難となった世帯に対し、申請により、保険医療機関等での一部負担金の減免等が、一定期間受けられる制度です。

1 対象者

- (1) 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により死亡し、障害者となり、又は資産に重大な損害を受けた被保険者。
- (2) 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これらに類する理由により収入が著しく減少した被保険者。
- (3) 事業又は業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したとき。
- (4) (1)～(3)に掲げる事由に類する事由があったとき。

2 減免等の種類と基準

種類

免除 ※1	保険医療機関等での一部負担金のお支払いは必要ありません。
減額 ※1	一部負担金のお支払いの一部が減額されます。
猶予 ※2	一定期間、支払が猶予され、徴収猶予期間の満了日までに徴収猶予を受けた一部負担金を町にお支払いいただきます。

※1) 減免期間：3か月以内(ただし、再申請の場合はさらに3か月)

※2) 減免期間：6か月(ただし、急患等として保険医療機関等を受診した被保険者に係る一部負担金の支払又は納付については、資力の活用が可能となるまでの期間として最長1年)以内

基準

世帯主等の預貯金総額が基準生活費(生活保護基準)の3か月分以下であるときで、次の範囲により減免等を行います。

※ 状況等の調査のため、申請から減免等の可否決定まで一定の期間がかかります。
また、先に生活保護の申請をしてもらい、該当の有無を確認させていただきます。

3 一部負担金減免等の判定方法について

生活保護基準額を 例) 70,000 円とした場合

(1) 免除の場合

へいきんじっしゅうげつがく 平均実収月額	免除	
	認定基準額	対象の有無
0 円～105,400 円	105,400 円	有
105,401 円以上	対象外	

一部負担金を 例) 80,000 円とした場合

(2) 減額の場合

平均実収月額	医療費充当 可能額	減額措置額	減額率	自己負担額
105,401 円～117,999 円	35,401 円～ 47,999 円	44,599 円～32,001 円	60%	32,000 円
118,000 円～134,000 円	48,000 円～ 64,000 円	32,000 円～16,000 円	40%	48,000 円
134,001 円～142,300 円	64,001 円～ 72,300 円	15,999 円～7,700 円	20%	64,000 円
142,301 円以上	対象外			

※生活保護基準額: 生活保護法による保護の基準表に基づき算出した額

問い合わせ先

涌谷町健康課国保介護班

0229-25-7972(直通)

0229-43-5111(代表)